

## 学校選択制の実施状況（令和8年度）

区市町村教育委員会は、就学校を指定する場合に、就学すべき学校について、あらかじめ保護者の意見を聴取することができる（学校教育法施行規則第32条第1項）。

この保護者の意見を踏まえて、区市町村教育委員会が就学校を指定する場合を学校選択制という。

### 【区部】

区名	校種別	実施形態
千代田区	中学校	自由選択制
中央区	小学校	特認校制（5校）、特定地域選択制
	中学校	自由選択制
港区	小学校	隣接区域選択制
	中学校	自由選択制
新宿区	中学校	自由選択制
文京区	中学校	自由選択制
台東区	中学校	自由選択制
墨田区	小学校	隣接区域選択制
	中学校	自由選択制
江東区	小学校	自由選択制（原則徒歩30分圏内（約2km））
	中学校	自由選択制
	義務教育学校	自由選択制
品川区	小学校	隣接区域選択制
	中学校	自由選択制
	義務教育学校	自由選択制
目黒区	小学校	（令和元年度から当面の間休止） 隣接区域選択制
	中学校	隣接区域選択制
渋谷区	中学校	自由選択制
豊島区	小学校	隣接区域選択制
	中学校	自由選択制
荒川区	小学校	隣接区域選択制
	中学校	自由選択制
板橋区	小学校	隣接区域選択制
	中学校	自由選択制
練馬区	中学校	自由選択制
足立区	小学校	隣接区域選択制
	中学校	自由選択制
江戸川区	小学校	自由選択制（原則徒歩、概ね1.2km圏内）
	中学校	自由選択制

\* 選択の対象となる学校は、施設の状況等により一部除外されている場合もある。

### 【市部】

市町村名	校種別	実施形態
八王子市	中学校	自由選択制
	義務教育学校	自由選択制（後期課程のみ）
立川市	小学校	隣接区域選択制（選択校が、通学区域の学校よりも距離が近い場合）
	中学校	自由選択制
青梅市	小学校	特認校制（各1校）
	中学校	自由選択制
調布市	中学校	自由選択制
町田市	小学校	隣接区域選択制（1.5km圏内は、自由選択制）
	中学校	自由選択制
日野市	小学校	ブロック選択制（市内8ブロック）
	中学校	ブロック選択制（市内4ブロック）
国分寺市	小学校	特定地域選択制
	中学校	自由選択制
清瀬市	中学校	自由選択制
武蔵村山市	中学校	自由選択制
西東京市	小学校	自由選択制
	中学校	自由選択制

### <実施形態の分類>

自由選択制	当該区市町村内の全ての学校について選択を認めるもの
ブロック選択制	当該区市町村内をブロックに分け、そのブロック内の学校について選択を認めるもの
隣接区域選択制	従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の学校について選択を認めるもの
特認校制	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該区市町村内のどこからでも選択を認めるもの
特定地域選択制	従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの